

社会福祉法人ふるさと 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふるさと（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事長、業務執行理事及び定款16条3項に定める常任理事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち前号の者以外をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、退職慰労金以外の報酬等は支給しない。

- (1) 常勤役員 報酬（報酬、賞与、退職慰労金）
- (2) 非常勤役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬・賞与 別表1に定める額
 - (2) 退職慰労金 別表2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤役員に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月末日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規則第17条の規定に準じて支給）
- (2) 賞与 職員給与規則第36条に準じる（毎年7月及び12月）
- (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者への退職慰労金にあたっては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用弁償）

第6条 役員等が出張する場合には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（端数の処理）

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改 廃）

第10条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規則は、平成29年6月25日から施行する。

別表1（常勤役員の報酬、賞与）

常勤役員の報酬月額、下表で定める職員給与規程別表「職種別俸給支給額表」に準じ、各役員の報酬月額は適用俸給表のうちから理事会において決定する。

役職名	適用俸給表
理事長	給与表5級（経営管理）
業務執行理事	給与表5級（経営管理）
常任理事	給与表4級（経営参画）

賞与の算定は、当該支給時期における職員と同じ算定係数とする

別表2（常勤役員等の退職慰労金算定式）

<p>最終報酬*（職員給与）月額 × 在任年数** × 係数</p> <p>* 最終報酬 = 常勤役員としての最終報酬</p> <p>** 在任年数 = 役員在任通期における常任理事在任期間</p>

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

役職名	係数
理事長	1.6
業務執行理事	1.4
常任理事	1.2

別表3（非常勤役員等の報酬）

職務	支給額
理事会等会議への出席	10,000円/1回当り
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	10,000円/1日当り

ただし、社会福祉事業の経営を行う上で、必要かつ有益な専門知識を持つ下記免許の保有者は上記支給額の倍額を支給する。

※免許名：公認会計士、税理士、弁護士

別表4（評議員の報酬）

職務	支給額
評議員会への出席	20,000円/1回当り
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	10,000円/1日当り